

株主のみなさまへ

広島県府中市高木町1080番地
ヤスハラケミカル株式会社
代表取締役社長 安原 禎二

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成28年4月に発生しました熊本地震で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月15日（水曜日）午後4時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月16日（木曜日）午前10時
2. 場 所 広島県福山市三之丸町8番16号
福山ニューキャッスルホテル 3階「光耀中の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第58期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告及び計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yschem.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融緩和政策の継続により、企業収益並びに雇用情勢に一部改善傾向が見られましたが、個人消費は依然回復が見られず足踏み状態が続いております。一方、海外におきましては、米国経済は堅調に推移しておりますが、中国をはじめとする新興国経済の減速、欧州・中東でのカントリーリスクの高まりなど、景気の先行きにつきましては依然として不透明なまま推移しております。

当社が関係しております粘着・接着・香料・電子材料・ラミネート業界におきましては、市場の低迷や円安に伴う原材料価格の高騰、企業間における価格競争の激化等、経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような経済情勢のなかで、当社といたしましては、高付加価値製品の研究・開発に努めるとともに国内外での新規市場の開拓を積極的に推進し販売の拡大に努力する一方、生産効率、業務効率の向上を図り、収益の確保に取り組んでまいりました。しかしながら、事業環境の悪化により収益性が低下したホットメルト事業における生産設備等について減損損失を特別損失に計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、11,504百万円（前事業年度比95.2%）と減収になり、経常利益は1,017百万円（前事業年度比92.3%）、当期純利益は64百万円（前事業年度比10.5%）とそれぞれ減益になりました。

各部門の状況は次のとおりであります。

##### ・テルペン樹脂部門

自動車用品用途のテルペンフェノール樹脂が輸出を中心に好調であったものの、生活用品用途の変性テルペン樹脂、光学用途及び生活用品用途の水添テルペン樹脂、粘着テープ用途のテルペン樹脂が低調に推移しました。その結果、部門全体の売上高は、前事業年度比98.7%と減収になりました。

・化成品部門

土木用途及び塗料用途の化学品の低調に加え、電子材料分野、香料分野などが低調に推移しました。その結果、部門全体の売上高は、前事業年度比90.6%と減収になりました。

・ホットメルト接着剤部門

建材用途のアッセンブリ用ホットメルト接着剤が好調であったものの、自動車部品用途の接着剤及び生活用品用途の粘着剤が低調に推移しました。その結果、部門全体の売上高は、前事業年度比92.7%と減収になりました。

・ラミネートフィルム部門

光沢化工紙用ラミネートフィルムが好調であったものの、建材用途の不織布が低調に推移しました。その結果、部門全体の売上高は、前事業年度比99.2%と減収になりました。

部門別売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区 分               | 当 事 業 年 度 売 上 高 | 構 成 比  | 前 事 業 年 度 比 |
|-------------------|-----------------|--------|-------------|
| テ ル ペ ン 樹 脂       | 5,621           | 48.9 % | 98.7 %      |
| 化 成 品             | 3,038           | 26.4   | 90.6        |
| ホ ッ ト メ ル ト 接 着 剤 | 2,381           | 20.7   | 92.7        |
| ラ ミ ネ ー ト フ ィ ル ム | 462             | 4.0    | 99.2        |
| 合 計               | 11,504          | 100.0  | 95.2        |

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は742百万円であり、当事業年度に取得しました主なものは、福山工場の化成品製造設備であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、増資、社債発行による資金調達はありません。  
なお、設備投資資金は、自己資金によっております。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 第55期<br>平成25年3月期 | 第56期<br>平成26年3月期 | 第57期<br>平成27年3月期 | 第58期<br>(当事業年度)<br>平成28年3月期 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 11,037,667       | 11,329,451       | 12,084,634       | 11,504,129                  |
| 経 常 利 益(千円)    | 270,294          | 517,971          | 1,102,821        | 1,017,545                   |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 88,842           | 306,954          | 611,267          | 64,049                      |
| 1 株当たり当期純利益(円) | 8.65             | 29.87            | 59.49            | 6.23                        |
| 純 資 産(千円)      | 16,661,885       | 16,848,579       | 17,465,795       | 17,307,754                  |
| 1 株当たり純資産額(円)  | 1,621.51         | 1,639.69         | 1,699.80         | 1,684.44                    |
| 総 資 産(千円)      | 22,393,182       | 21,791,806       | 21,682,052       | 20,733,182                  |

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、事業年度中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）及び事業年度末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

## (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は米国の景気拡大の持続が見込まれるものの、中国をはじめ新興国経済の成長の鈍化、欧州等の不安定な政情が懸念されます。また、国内においては設備投資の増加や雇用環境の改善により景気は回復基調にあるものの、為替や金利、原油価格の動向などにより先行きの不透明感は拭えず、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。このような状況において当社は、高付加価値製品の研究・開発に努めるとともに、国内外市場での新たな取引先の開拓、新規分野への展開、既存取引先との関係強化を積極的に推進する所存でございます。更に、生産拠点の集約により生産効率のアップ、業務の効率化を図り、収益性の向上を目指します。そして、会社の更なる成長のためには人材の育成が重要であると考え、社員の知識・技術の向上や意識改革を図り、より一層企業体質の強化に鋭意努力していく所存でございます。

また、当社は、更なる企業価値の向上に向けコーポレートガバナンスの一層の充実を図るべく、平成28年1月29日開催の取締役会において、本定時株主総会でのご承認を条件として、監査等委員会設置会社への移行を決定いたしております。

株主のみなさまにおかれましても、今後とも何卒一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) **主要な事業内容** (平成28年3月31日現在)

以下の製品の製造及び販売

テルペン樹脂部門：粘着テープ用樹脂、ホットメルト接着剤用樹脂、  
プラスチック改質用樹脂等

化成製品部門：テルペン系合成香料、ポリエチレンワックス、製紙用サイズ剤、  
半導体封止用エポキシ硬化剤等

ホットメルト接着剤部門：ホットメルト接着剤等

ラミネートフィルム部門：光沢紙用PPフィルム、包装用多層フィルム、産業資材ラミネート等

(5) **主要な営業所及び工場** (平成28年3月31日現在)

本社 広島県府中市高木町1080番地

オフィス 東京オフィス (東京都千代田区)

営業所 東日本営業所 (東京都武蔵野市)、  
西日本営業所 (大阪市北区)

研究所 広島県福山市

工場 高木工場 (広島県府中市)、新居浜工場 (愛媛県新居浜市)

鵜飼工場 (広島県府中市)、福山工場 (広島県福山市)

総領工場 (広島県庄原市)、川内工場 (鹿児島県薩摩川内市)

(6) **使用人の状況** (平成28年3月31日現在)

| 使 用 人 数 | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 数 |
|---------|---------------------|
| 262名    | 3名減                 |

(注) 使用人数には、嘱託社員は含んでおりません。

(7) **主要な借入先の状況** (平成28年3月31日現在)

| 借 入 先                     | 借 入 額  |
|---------------------------|--------|
| 株 式 会 社 中 国 銀 行           | 600百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 500    |
| 株 式 会 社 広 島 銀 行           | 170    |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫   | 50     |

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,839,663株
- (3) 株 主 数 1,669名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名               | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------|---------|---------|
| ワ イ エ ス 興 産 有 限 会 社 | 1,237千株 | 12.0%   |
| 安 原 禎 二             | 1,191   | 11.6    |
| ヤスハラケミカル取引先持株会      | 815     | 7.9     |
| 敷 田 憲 治             | 694     | 6.8     |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行     | 511     | 5.0     |
| 槇 本 通               | 474     | 4.6     |
| 沖 津 妙 子             | 462     | 4.5     |
| 有 限 会 社 マ キ         | 403     | 3.9     |
| 有 限 会 社 宗 江         | 373     | 3.6     |
| 後 藤 一 紀             | 245     | 2.4     |

- (注) 1. 当社は、自己株式を564,597株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
3. 槇本通氏は、平成27年7月15日に逝去いたしました。株式の名義書換が完了していないため、上記のとおり記載しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                         |
|----------|-------|--------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 安原 禎二 | ワイエス興産有限会社代表取締役社長<br>有限会社スマイル代表取締役社長 |
| 常務取締役    | 沖津 弘之 | 技術部統括                                |
| 取締役      | 敷田 憲治 | 購買部長<br>有限会社宗江代表取締役社長                |
| 取締役      | 中居 英尚 | 生産本部長                                |
| 常勤監査役    | 大原 康徳 |                                      |
| 監査役      | 前岡 良  |                                      |
| 監査役      | 内林 誠之 | 青山商事株式会社社外取締役                        |

- (注) 1. 監査役前岡 良氏及び監査役内林誠之氏は、社外監査役であります。  
 2. 監査役前岡 良氏は、税理士事務所に勤務し、決算手続き、税務申告等の実務経験を通じて専門的識見を培い、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 3. 当事業年度中の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

| 氏名    | 新              | 旧                    | 異動年月日     |
|-------|----------------|----------------------|-----------|
| 沖津 弘之 | 常務取締役<br>技術部統括 | 常務取締役<br>営業本部長兼技術部統括 | 平成28年3月1日 |

4. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

| 氏名    | 新               | 旧              | 異動年月日     |
|-------|-----------------|----------------|-----------|
| 沖津 弘之 | 常務取締役<br>研究技術統括 | 常務取締役<br>技術部統括 | 平成28年4月1日 |
| 敷田 憲治 | 取締役<br>経営企画部長   | 購買部<br>部長      | 平成28年4月1日 |
| 中居 英尚 | 取締役             | 生産部<br>部長      | 平成28年4月1日 |

5. 当社は、監査役前岡 良氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 人 数      | 報 酬 額             |
|--------------------|----------|-------------------|
| 取 締 役              | 4名       | 149,733千円         |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2) | 12,140<br>(4,800) |
| 合 計                | 7        | 161,873           |

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成3年3月30日開催の第32期定時株主総会において月額13,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月18日開催の第51期定時株主総会において年額18,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額（取締役4名に対し22,083千円、監査役1名に対し540千円）が含まれております。
5. 当事業年度末現在の役員退職慰労引当金の残高（当事業年度に係る役員退職慰労引当金の増加額を除く。）は次のとおりであります。
- ・取締役4名に対し433,732千円
  - ・監査役1名に対し 4,070千円

## (3) 社外役員等に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役内林誠之氏は、青山商事株式会社の社外取締役であります。当社は青山商事株式会社との間に特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

| 区 分           | 取 締 役 会 （ 1 2 回 開 催 ） |        | 監 査 役 会 （ 1 2 回 開 催 ） |        |
|---------------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
|               | 出 席 回 数               | 出 席 率  | 出 席 回 数               | 出 席 率  |
| 監 査 役 前 岡 良   | 12回                   | 100.0% | 12回                   | 100.0% |
| 監 査 役 内 林 誠 之 | 12                    | 100.0  | 12                    | 100.0  |

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役前岡 良氏は、税理士事務所に勤務し、主に財務状況に関して意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において適切な助言・提言を行っております。



監査役内林誠之氏は、弁護士の資格を持ち、主に法律面の見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5,000千円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前改選期には適任の候補者を選定するまでには至らず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

当社は、平成27年5月1日施行の改正会社法により新設された監査等委員会設置会社制度が当社にとって最も相応しい機関設計であると判断し、平成28年1月29日開催の取締役会で監査等委員会設置会社への移行方針を決議しており、これに伴い平成28年6月16日開催予定の第58期定時株主総会に監査等委員会設置会社に移行するための議案及び監査等委員である社外取締役を選任する議案を上程することにしております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 報酬等の額

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会社が支払うべき会計監査人の報酬等の額    | 14,000千円 |
| ② 会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの根拠などが適正であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任の決定を行う方針です。

また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案して、再任・不再任の決定を行う方針です。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行に係る書類の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る書類（電磁的記録を含む）については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

（取締役の職務執行に係る書類とは、取締役会議事録、稟議書、重要な契約書等をいう）

#### ② 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下aからeのリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとする。

- a. 会社の過失により取引先及びユーザーに多大なる損害を与えたとき
- b. 重大な事故、災害（労働災害を含む）等を発生させたとき
- c. 火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
- d. 災害、事変等により仕入先からの主原料の調達が著しく困難となったとき
- e. その他会社の存続にかかわる重大な事案が発生したとき

ロ. リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に則り損害拡大を防止すべく適切に対応する。

#### ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行うものとする。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任について定めることとする。

#### ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定め、必要に応じて各担当部署にて規則の策定あるいは取締役及び使用人に対する研修の実施を行うものとする。

- ロ. 内部監査部門として、監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括部署を総務部とする。
  - ハ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、取締役会において報告するものとする。
  - ニ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、内部通報規程に基づきその運用を行うこととする。
  - ホ. 監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めた場合は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役の要請があったときは、監査室の職員を監査役の職務を補助する使用人とし、監査役の指揮命令に従わせるものとする。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
  - ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、もっぱら監査役の指示命令に従わなければならない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
  - ロ. 社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役へ報告を行った使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人は監査役の監査に対する理解を深め、スムーズな監査を行える環境に整備するよう努めるものとする。

ロ. 監査役は代表取締役との定期的な意見交換を行い、また監査室との連携をはかり、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行をはかるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社の内部統制システムを整備運用しております。

また、当社の監査室が中心となり組織横断的な組織を編成し内部監査業務を行っており、内部統制の進捗状況を取締役会及び監査役会へ定期的に報告しております。なお、問題点を把握した場合若しくは疑義がある場合は監査役会に報告するとともに協議を行っています。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |                   | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>13,690,206</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,106,082</b>  |
| 現金及び預金             | 3,223,589         | 買掛金                    | 440,475           |
| 売掛金                | 2,107,473         | 短期借入金                  | 600,000           |
| 有価証券               | 400,044           | 1年内返済予定の長期借入金          | 239,988           |
| 製品                 | 1,949,087         | 未払金                    | 469,008           |
| 仕掛品                | 1,064,590         | 未払消費税等                 | 15,180            |
| 原材料及び貯蔵品           | 4,708,353         | 未払法人税等                 | 184,469           |
| 前渡金                | 86,095            | 賞与引当金                  | 118,791           |
| 前払費用               | 25,087            | その他の                   | 38,170            |
| 繰延税金資産             | 61,062            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,319,345</b>  |
| その他の               | 66,928            | 長期借入金                  | 480,036           |
| 貸倒引当金              | △2,107            | 退職給付引当金                | 366,960           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>7,042,976</b>  | 役員退職慰労引当金              | 460,425           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>5,689,862</b>  | その他の                   | 11,923            |
| 建物                 | 708,167           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>3,425,428</b>  |
| 構築物                | 421,178           | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |                   |
| 機械装置               | 242,623           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>17,111,455</b> |
| 車両運搬具              | 1,532             | 資本金                    | 1,789,567         |
| 工具器具備品             | 64,575            | 資本剰余金                  | 1,729,013         |
| 土地                 | 3,223,142         | 資本準備金                  | 1,728,997         |
| 建設仮勘定              | 1,028,643         | その他資本剰余金               | 16                |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>44,468</b>     | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>13,984,497</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,308,645</b>  | 利益準備金                  | 138,000           |
| 投資有価証券             | 676,581           | その他利益剰余金               | 13,846,497        |
| 会員権                | 16,857            | 別途積立金                  | 13,827,000        |
| 保証金                | 22,490            | 繰越利益剰余金                | 19,497            |
| 繰延税金資産             | 280,776           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△391,622</b>   |
| その他の               | 324,797           | 評価・換算差額等               | 196,299           |
| 貸倒引当金              | △12,857           | その他有価証券評価差額金           | 196,299           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>20,733,182</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>17,307,754</b> |
|                    |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>20,733,182</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 11,504,129 |
| 売上原価         | 8,778,420  |
| 売上総利益        | 2,725,709  |
| 販売費及び一般管理費   | 1,692,425  |
| 営業利益         | 1,033,283  |
| 営業外収益        | 72,881     |
| 受取利息及び配当金    | 33,332     |
| 受取賃収入        | 17,296     |
| 受取保険金        | 9,179      |
| その他          | 13,073     |
| 営業外費用        | 88,619     |
| 支払利息         | 8,985      |
| 為替差損         | 73,879     |
| 有形売却損        | 5,378      |
| その他          | 376        |
| 経常利益         | 1,017,545  |
| 特別損失         | 681,897    |
| 固定資産処分損失     | 1,276      |
| 減損           | 680,620    |
| 税引前当期純利益     | 335,648    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 374,631    |
| 法人税等調整額      | △103,033   |
| 当期純利益        | 64,049     |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |             |           |         |                 |          |               |           |            | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|-----------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|---------|-----------------|----------|---------------|-----------|------------|---------|-------------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |             |           |         | 利 益 剰 余 金       |          |               |           | 利 剰 余 金 計  |         |             |
|                             |           | 資 準 備 本 金 | そ の 他 剰 余 金 | 資 剰 余 金 計 | 利 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |          |               | 益 剰 余 金 計 |            |         |             |
|                             |           |           |             |           |         | 別 積 立           | 途 金      | 繰 越 利 益 剰 余 金 |           |            |         |             |
| 平成27年4月1日<br>残              | 1,789,567 | 1,728,997 | 16          | 1,729,013 | 138,000 | 13,337,000      | 568,748  | 14,043,748    | △391,507  | 17,170,822 |         |             |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |             |           |         |                 |          |               |           |            |         |             |
| 別途積立金の積立                    |           |           |             |           |         | 490,000         | △490,000 | -             |           | -          |         |             |
| 剰余金の配当                      |           |           |             |           |         |                 | △123,301 | △123,301      |           | △123,301   |         |             |
| 当期純利益                       |           |           |             |           |         |                 | 64,049   | 64,049        |           | 64,049     |         |             |
| 自己株式の取得                     |           |           |             |           |         |                 |          |               | △114      | △114       |         |             |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |           |           |             |           |         |                 |          |               |           |            |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | -         | -         | -           | -         | -       | 490,000         | △549,251 | △59,251       | △114      | △59,366    |         |             |
| 平成28年3月31日<br>残             | 1,789,567 | 1,728,997 | 16          | 1,729,013 | 138,000 | 13,827,000      | 19,497   | 13,984,497    | △391,622  | 17,111,455 |         |             |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等       |         |               | 純 資 産 合 計  |
|-----------------------------|-----------------------|---------|---------------|------------|
|                             | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 | 評 価 差 額 | 換 算 差 額 等 合 計 |            |
| 平成27年4月1日<br>残              | 294,973               | 294,973 | 294,973       | 17,465,795 |
| 事業年度中の変動額                   |                       |         |               |            |
| 別途積立金の積立                    |                       |         |               | -          |
| 剰余金の配当                      |                       |         |               | △123,301   |
| 当期純利益                       |                       |         |               | 64,049     |
| 自己株式の取得                     |                       |         |               | △114       |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | △98,674               | △98,674 | △98,674       | △98,674    |
| 事業年度中の変動額合計                 | △98,674               | △98,674 | △98,674       | △158,040   |
| 平成28年3月31日<br>残             | 196,299               | 196,299 | 196,299       | 17,307,754 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 31年、38年

機械装置 8年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。

#### ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

15,991,387千円

### (2) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物

411,125千円

## 3. 損益計算書に関する注記

### (減損損失)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

#### ① 減損損失を認識した資産の概要

| 場 所    | 用 途           | 種 類         | 金 額 (千円) |
|--------|---------------|-------------|----------|
| 広島県府中市 | ホットメルト接着剤製造設備 | 建 物         | 183,798  |
|        |               | 構 築 物       | 6,893    |
|        |               | 機 械 装 置     | 81,668   |
|        |               | 工 具 器 具 備 品 | 16,230   |
|        |               | 土 地         | 317,663  |
| 広島県庄原市 | ホットメルト接着剤製造設備 | 建 物         | 14,657   |
|        |               | 構 築 物       | 981      |
|        |               | 機 械 装 置     | 39,428   |
|        |               | 工 具 器 具 備 品 | 326      |
|        |               | 土 地         | 18,973   |
| 合計     |               |             | 680,620  |

#### ② 減損損失を認識するに至った経緯

鵜飼工場及び総領工場で製造しておりますホットメルト事業の営業利益が継続してマイナスであることから、両工場の償却資産のうちホットメルト事業に係る資産を備忘価額まで、土地につきましても同様に売却可能額までそれぞれ減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ グルーピングの方法

当社は原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づきグルーピングしております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額の算定方法につきましては、正味売却価額によっております。なお、正味売却価額は、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数  |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 10,839,663株 | －株         | －株         | 10,839,663株 |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 564,453株    | 144株       | －株         | 564,597株   |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成27年6月16日開催の第57期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 61,651千円
- ・1株当たり配当額 6円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月17日

ロ. 平成27年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 61,650千円
- ・1株当たり配当額 6円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年11月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成28年6月16日開催の第58期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 61,650千円
- ・1株当たり配当額 6円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月17日

## 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主として短期的な預金等によっており、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は余剰資金の運用目的のために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、債権管理規程に従い、営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を確認しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

|                  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|------------------|------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金       | 3,223,589        | 3,223,589   | —           |
| (2) 売掛金          | 2,107,473        | 2,107,473   | —           |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | 1,069,653        | 1,069,653   | —           |
| 資産計              | 6,400,716        | 6,400,716   | —           |
| (1) 買掛金          | 440,475          | 440,475     | —           |
| (2) 短期借入金        | 600,000          | 600,000     | —           |
| (3) 未払金          | 469,008          | 469,008     | —           |
| (4) 未払法人税等       | 184,469          | 184,469     | —           |
| (5) 長期借入金        | 720,024          | 722,596     | 2,572       |
| 負債計              | 2,413,976        | 2,416,549   | 2,572       |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、フリーファイナンシャルファンドは短期期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、長期借入金には1年内返済予定の金額を含めて記載しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 貸借対照表計上額（千円） |
|-------|--------------|
| 非上場株式 | 6,972        |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、  
 「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|              |            |
|--------------|------------|
| 棚卸資産評価損      | 10,938千円   |
| 貸倒引当金        | 646千円      |
| 投資有価証券評価損    | 24,880千円   |
| ゴルフ会員権評価損    | 4,873千円    |
| 未払法人事業税      | 13,020千円   |
| 賞与引当金        | 31,777千円   |
| 未払社会保険料      | 4,679千円    |
| 減価償却超過額      | 5,448千円    |
| 減損損失         | 211,828千円  |
| 退職給付引当金      | 111,776千円  |
| 役員退職慰労引当金    | 140,245千円  |
| 繰延税金資産小計     | 560,115千円  |
| 評価性引当額       | △132,293千円 |
| 繰延税金資産合計     | 427,822千円  |
| 繰延税金負債       |            |
| その他有価証券評価差額金 | △85,983千円  |
| 繰延税金負債合計     | △85,983千円  |
| 繰延税金資産の純額    | 341,838千円  |

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,684円44銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6円23銭     |

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

ヤスハラケミカル株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田良智 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 世良敏昭 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤスハラケミカル株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

ヤスハラケミカル株式会社 監査役会

常勤監査役 大原 康德 ㊟

社外監査役 前岡 良 ㊟

社外監査役 内林 誠之 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主のみなさまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、当事業年度の業績を勘案して、別途積立金の一部を取崩し、以下のとおり当事業年度の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

#### 1. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目とその額  
別途積立金 60,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 60,000,000円

#### 2. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は61,650,396円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月17日といたしたいと存じます。

(注) 配当につきましては、すでにお支払いしております中間配当金6円と合わせまして、年間で1株につき12円の配当金とさせていただきたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

① 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層強化するという観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行います。

② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、変更案第32条（取締役の責任免除）を新設するものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

③ 当社事業の現状を鑑み、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を削除するものであります。

④ 上記条文の新設及び削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                | 変 更 案                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                                                                                 | 第1章 総則                                                                                 |
| 第1条（条文省略）                                                                                                              | 第1条（現行どおり）                                                                             |
| 第2条（目的）<br>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1)～(8)（条文省略）<br><u>(9) 水処理装置および関連部品の輸出入ならびに国内販売。</u><br><u>(10) 前各号に附帯する一切の事業。</u> | 第2条（目的）<br>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1)～(8)（現行どおり）<br>(削除)<br><u>(9) 前各号に附帯する一切の事業。</u> |
| 第3条～第18条（条文省略）                                                                                                         | 第3条～第18条（現行どおり）                                                                        |
| 第4章 取締役および取締役会                                                                                                         | 第4章 取締役および取締役会                                                                         |
| 第19条（条文省略）                                                                                                             | 第19条（現行どおり）                                                                            |

| 現 行 定 款                                                                       | 変 更 案                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第20条 (取締役の員数)<br/>当社の取締役は5名以内とする。</p>                                      | <p>第20条 (取締役の員数)<br/>当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、5名以内とする。</p>                  |
| <p>(新設)</p>                                                                   | <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4名以内とする。</u></p>                         |
| <p>第21条 (取締役の選任)<br/>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>                                | <p>第21条 (取締役の選任)<br/>取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p>           |
| <p>2. (条文省略)</p>                                                              | <p>2. (現行どおり)</p>                                                                   |
| <p>3. (条文省略)</p>                                                              | <p>3. (現行どおり)</p>                                                                   |
| <p>(新設)</p>                                                                   | <p>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。</u></p>       |
| <p>第22条 (取締役の任期)<br/>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> | <p>第22条 (取締役の任期)<br/>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>       |
| <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>            | <p>(削除)</p>                                                                         |
| <p>(新設)</p>                                                                   | <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> |
| <p>(新設)</p>                                                                   | <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>                       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第23条 (代表取締役および役付取締役)<br/>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>第25条 (取締役会の招集)<br/>(条文省略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第27条 (取締役会の決議の省略)<br/>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>第23条 (代表取締役および役付取締役)<br/>当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>第25条 (取締役会の招集)<br/>(現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (取締役会の決議の省略)<br/>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第28条 (重要な業務執行の決定の取締役への委任)<br/><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第28条 (取締役会の議事録)<br/> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>第30条 (取締役の報酬等)<br/> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> | <p>第29条 (取締役会の議事録)<br/> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第31条 (取締役の報酬等)<br/> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>第32条 (取締役の責任免除)<br/> <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> |
| <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                       | <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第33条 (監査等委員会の設置)<br/> <u>当社は、監査等委員会をおく。</u></p> <p>第34条 (監査等委員会の招集)<br/> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                                 | <p><u>第35条 (監査等委員会の決議の方法)</u><br/> <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>                                            |
| (新設)                                                                                                                                                 | <p><u>第36条 (監査等委員会規程)</u><br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                             |
| (新設)                                                                                                                                                 | <p><u>第37条 (監査等委員会の議事録)</u><br/> <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> |
| <p><u>第31条 (監査役および監査役会の設置)</u><br/> <u>当社は、監査役および監査役会をおく。</u></p>                                                                                    | (削除)                                                                                                                           |
| <p><u>第32条 (監査役の数)</u><br/> <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p>                                                                                               | (削除)                                                                                                                           |
| <p><u>第33条 (監査役の選任)</u><br/> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u><br/> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>        | (削除)                                                                                                                           |
| <p><u>第34条 (監査役の任期)</u><br/> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | (削除)                                                                                                                           |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                          | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>第35条 (常勤監査役)</u><br/> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                 | (削除)  |
| <p><u>第36条 (監査役会の招集)</u><br/> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>                                                             | (削除)  |
| <p><u>第37条 (監査役会の決議の方法)</u><br/> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                             | (削除)  |
| <p><u>第38条 (監査役会規程)</u><br/> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                       | (削除)  |
| <p><u>第39条 (監査役会の議事録)</u><br/> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p>                                         | (削除)  |
| <p><u>第40条 (監査役の報酬等)</u><br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                | (削除)  |
| <p><u>第41条 (監査役の責任免除)</u><br/> <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5,000,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人<br/>第42条～第44条（条文省略）<br/>第45条（会計監査人の報酬等）<br/>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算<br/>第46条～第49条（条文省略）<br/>（新設）</p> | <p>第6章 会計監査人<br/>第38条～第40条（現行どおり）<br/>第41条（会計監査人の報酬等）<br/>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算<br/>第42条～第45条（現行どおり）</p> <p>附則<br/><u>（監査役の実任免除に関する経過措置）</u><br/>当社は、第58期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2. 第58期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、それに伴い取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                       | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1                                                                                                                          | やす ほん てい じ<br>安 原 禎 二<br>(昭和28年7月28日生)  | 昭和54年6月 当社入社<br>昭和62年3月 取締役就任<br>平成10年6月 代表取締役専務就任<br>平成12年6月 代表取締役社長就任（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>ワイエス興産有限会社 代表取締役社長<br>有限会社スマイル 代表取締役社長 | 1,191,560株  |
| 【取締役候補者とした理由】<br>安原禎二氏は平成12年以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社の経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。 |                                         |                                                                                                                                     |             |
| 2                                                                                                                          | おき づ ひろ ゆき<br>沖 津 弘 之<br>(昭和22年11月19日生) | 昭和58年4月 当社入社<br>平成4年6月 常務取締役就任（現任）<br>平成17年4月 営業本部長兼技術部統括委嘱<br>平成28年3月 技術部統括委嘱<br>平成28年4月 研究技術統括委嘱（現任）                              | 157,320株    |
| 【取締役候補者とした理由】<br>沖津弘之氏は当社において技術部門の責任者並びに生産、販売の部門の本部長を歴任し、同氏のこれまでの幅広い経験から、的確な意思決定を行い事業を多面的に監督する力量を有していると判断し、取締役候補者としております。  |                                         |                                                                                                                                     |             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | 敷田憲治<br>(昭和39年9月12日生)                                                                                                         | 平成11年4月 当社入社<br>平成11年6月 取締役就任(現任)<br>平成17年4月 購買部長委嘱<br>平成28年4月 経営企画部長委嘱(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>有限会社宗江 代表取締役社長                                   | 694,800株    |
|       | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>敷田憲治氏は当社において海外、購買、経営企画部門の責任者を務めるなど、経営及び販売・購買の豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の経営戦略策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。  |                                                                                                                                               |             |
| 4     | ※<br>栗本倫行<br>(昭和42年7月24日生)                                                                                                    | 平成3年4月 当社入社<br>平成21年6月 技術一部部長就任<br>平成23年8月 福山工場長兼技術一部長就任<br>平成27年6月 新居浜工場長兼技術一部長就任<br>平成28年1月 生産副本部長兼技術一部長就任<br>平成28年4月 生産本部長兼技術一部長就任<br>(現任) | 2,500株      |
|       | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>栗本倫行氏は当社の技術部門、生産部門の責任者を務めるなど、生産・技術に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の生産・技術戦略策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。      |                                                                                                                                               |             |
| 5     | ※<br>中島一臣<br>(昭和42年10月1日生)                                                                                                    | 平成8年4月 当社入社<br>平成21年10月 研究一部長就任<br>平成27年7月 研究一部長兼技術二部長就任<br>平成28年1月 技術二部長就任<br>平成28年4月 営業本部長兼技術二部長就任<br>(現任)                                  | 一株          |
|       | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>中島一臣氏は当社の研究・技術・営業部門の責任者を務めるなど、研究開発・販売に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の研究技術・販売戦略策定、推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。 |                                                                                                                                               |             |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                  | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 中居英尚氏<br>(昭和34年12月22日生)                                                                                                                                                                                     | 昭和58年4月 当社入社<br>平成21年2月 当社新居浜工場長就任<br>平成26年5月 当社生産本部長兼新居浜工場長就任<br>平成27年6月 当社取締役就任 生産本部長委嘱<br>平成28年4月 当社取締役(現任) | 9,400株      |
|       | <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中居英尚氏は当社の生産部門の責任者を務めるなど、生産・技術に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。また、当社取締役として培った経験が、経営全般への監視や、監査体制の強化を期待するものであります。上記の理由により、監査等委員である取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。</p>                                 |                                                                                                                |             |
| 2     | 前岡良氏<br>(昭和23年2月24日生)                                                                                                                                                                                       | 平成6年3月 在間税理士事務所入所<br>平成6年5月 当社監査役職務代行者<br>平成6年6月 当社監査役就任(現任)<br>平成23年1月 小川税理士事務所入所(現任)                         | 一株          |
|       | <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>前岡良氏は、長年の税務士事務所勤務で培われた財務及び会計に関する知識を有しており、客観的かつ校正な立場で経営全般への監視や監査体制の強化を期待するものであります。なお、同氏はこれまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。</p>                 |                                                                                                                |             |
| 3     | 内林誠之氏<br>(昭和24年5月12日生)                                                                                                                                                                                      | 昭和56年5月 弁護士開業<br>平成6年6月 当社監査役就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>青山商事株式会社 社外取締役                                            | 2,880株      |
|       | <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>内林誠之氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、他社における社外取締役の経験を有しております。また、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有しており、客観的かつ校正な立場で経営全般への監視や監査体制の強化を期待するものであります。上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。</p> |                                                                                                                |             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、前岡 良氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、内林誠之氏が選任された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 前岡 良氏及び内林誠之氏は、現在当社の監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって22年となります。
4. 前岡 良氏及び内林誠之氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の選任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。更に、中居英尚氏につきましても、同氏が選任された場合には、当社は同様の契約を締結する予定であります。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                               | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                              | 所有する当社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------|
| 瀬尾義裕<br>(昭和49年9月24日生)                                                                                                                                                                      | 平成15年10月 ばらのまち法律事務所入所<br>平成18年10月 弁護士法人ばらのまち法律事務所社員就任<br>(現任) | - 株         |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>瀬尾義裕氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有しており、客観的かつ校正な立場で経営全般への監視や監査体制の強化を期待するものであります。上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できると判断いたしました。</p> |                                                               |             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 瀬尾義裕氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成3年3月30日開催の第32期定時株主総会において月額13,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を改定させていただきたいと存じます。報酬額につきましては、現行の月額の設定から年額の設定に改め、年額192,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名となります。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額24,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

## 第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査役大原康德氏は本総会終結の時をもって退任します。つきましては、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

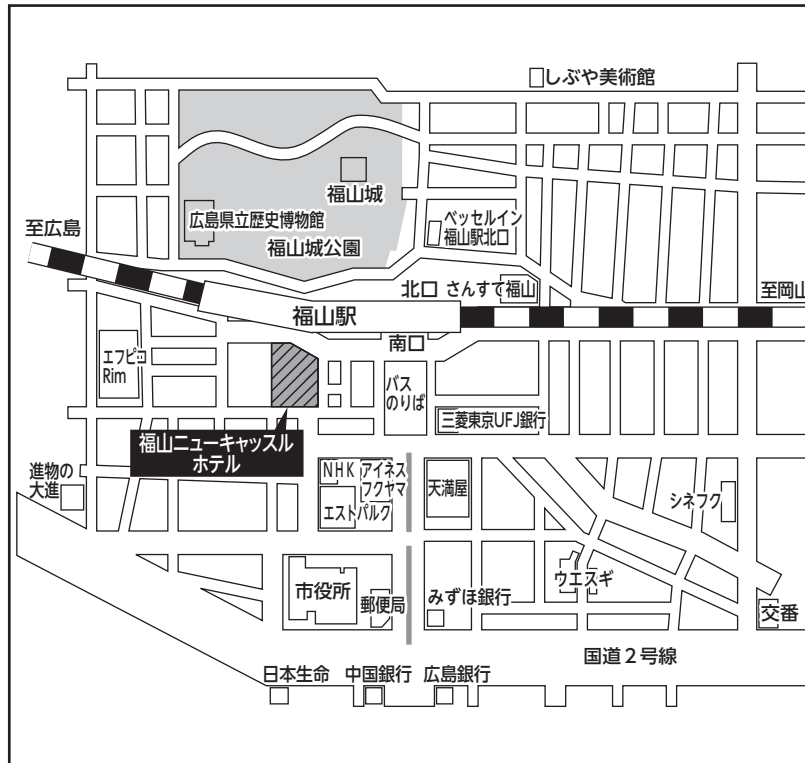
退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名                           | 略歴                    |
|------------------------------|-----------------------|
| おお 大<br>はら 原<br>やす 康<br>のり 徳 | 平成21年6月 当社常勤監査役就任（現任） |

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 広島県福山市三之丸町8番16号  
福山ニューキャッスルホテル 3階「光耀中の間」  
電話 084-922-2121 (代表)



### ●交通のご案内

J R 福山駅下車 徒歩約1分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。